

令和7年度 第1回

上島町農業委員会
議 事 録

令和7年4月11日

開 会		令和7年4月11日 13時30分		
閉 会		令和7年4月11日 14時30分		
開 催 場 所		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見 回 り	日 時	① 4/2 10:00	② 4/2 10:00	③ 4/2 10:00
		④ 4/8 10:30	⑤ 4/8 10:30	⑥ 4/8 14:00
	農 業 委 員 推 進 委 員	① 岡 辺 恒 一 委 員	② 岡 辺 恒 一 委 員	③ 岡 辺 恒 一 委 員
		④ 平 岡 修 委 員	⑤ 田 中 一 富 委 員	⑥
	事 務 局	①～⑥ 田名後高広		
出 席 委 員		古 本 貢 委 員	小 西 佳 子 委 員	村 上 穂 委 員
		西 原 邦 彦 委 員	砂 川 正 治 委 員	仲 平 ま ゆ み 委 員
		田 中 一 富 委 員	竹 川 修 委 員	村 上 啓 祥 委 員
		岡 辺 恒 一 委 員	平 岡 修 委 員	児 玉 昭 一 委 員
		青 木 俊 樹 委 員		
欠 席 委 員		濱 本 等 委 員	森 本 隆 人 委 員	
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 氏 名		黒 瀬 智 貴	松 浦 孝 志	田 名 後 高 広
		砂 川 雅 栄		
議 事 録 署 名 人		竹 川 修 委 員	仲 平 ま ゆ み 委 員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(生名)	
		第2号議案	農地法第3条許可申請について(生名)	
		第3号議案	農地法第3条許可申請について(生名)	
		第4号議案	農地法第3条許可申請について(弓削)	
		第5号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		第6号議案	農地法第4条許可申請について(弓削)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第1回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員5名、全員の参加です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。竹川委員、仲平委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員の説明を求めます。
	岡辺委員	4月2日、事務局と現地確認に行きました。写真のとおり、現地は竹藪が畑に侵食していますが、開墾すれば元の畑になると思います。近所に畑がないので問題はないかと思います。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	小西委員	竹藪がこれだけ生えているのに耕作出来るのですか。
	岡辺委員	譲受人は耕作意思があり、前所有者もここで耕作していたので、問題ないかと思います。
採 決	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
第2号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第2号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、岡辺委員の説明を求めます。
	岡辺委員	4月2日に事務局と一緒に現地確認に行っていました。住居を購入した時に畑が付いてきた案件です。畑は大きな雑木がありませんので耕作すれば、直ぐに作物が作れる状態です。近隣に迷惑かけることはないので申請は適切であろうと思われます。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
		全員賛成ということで、許可といたします。
第3号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第3号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員の説明を求めます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	岡辺委員	先日、事務局と現地確認に行きました。写真のとおり、雑木や雑草が生えていないので耕作すれば作物は直ぐに作れます。隣の畑も前の持ち主がきちんと管理していましたので、特に問題ありません。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決		それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成という事で、許可といたします。
第4号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第4号議案、農地法第3号許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、平岡委員の説明を求めます。
	平岡委員	4月8日、担当者に同行して現地確認しました。現地の状況は畑で下草が10cm程生えており、1～2m高のレモンの木が植えていました。管理状況も自宅横ということで問題ないかと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
		(意見なし)
	議 長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、許可といたします。
第5号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第5号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第5号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、田中委員の説明を求めます。
	田中委員	火曜日に現地確認しまして、現地は車で横付け出来る場所で、苗木も植えていますし、周辺農地も借り受ける話なので何も問題ないです。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
		全員賛成ということで、許可といたします。
第6号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第6号議案、農地法第4条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。
		①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。
		(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。
		続いて、「立地基準」は、いずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低いその他農地に該当するため、許可相当であると判断されます。第6号議案の説明は以上です。
審 議	議 長	この議案は、前回からの継続案件で、排水処理に問題があることから再審議となりましたので、前回現地確認説明は省略します。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		ご意見、ご質問はございませんか。
	砂川委員	最近、山火事が全国各地で発生しています。火を使う屋外キャンプ等をするのであれば、火の始末等を申請書類に記載が必要でないか。
	議 長	亜熱帯性作物の栽培とあるが実際はどうか。この内容では先進的農業とのことだが。水、電気はどうか。
	事務局	屋外キャンプは聞いていません。確認してこちらから指導します。亜熱帯植物については隣地の畑で作物名はわかりませんが栽培はしています。上水道はきていないので自宅から持ってきています。電気は自家発電で発電することです。
	村上穂委員	食品衛生法や宿泊業の届出については、農業委員会はノータッチで、申請者が個別対応するとの認識で良いか。
	事務局長	届出関係はこの方がすることなので、農業委員会としては、転用部分のみを協議して欲しい。
採 決	議 長	それでは、第6号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適正であるとの意見書を添えて県へ進達します。
(閉 会)	議 長	それでは、以上をもちまして令和7年度第1回農業委員会総会を終了いたします。
		議事録署名人 古 本 真
		議事録署名人 竹 川 修
		議事録署名人 仲 平 まゆみ